

独立行政法人  
国立国際医療研究センター  
平成23年度業務実績の評価結果

平成24年8月20日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1. 平成23年度業務実績について

### (1) 評価の視点

独立行政法人国立国際医療研究センター（以下「センター」という。）は、国立国際医療センターが移行して、平成22年4月1日に発足したものである。センターは、感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」という。）に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこうした業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

平成23年度のセンターの業務実績の評価は、平成22年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成22年度～26年度）の2年目の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）やいわゆる二次意見等も踏まえ、評価を実施した。

### (2) 平成23年度業務実績全般の評価

センターにおいては、新興・再興感染症及びエイズ等の感染症、糖尿病・代謝性疾患、肝炎・免疫疾患並びに国際保健医療協力を重点分野とし、我が国のみならず国際保健の向上に寄与するとともに、国際水準の医療を強化し、主要な診療科を網羅した総合的な医療提供体制の下に、チーム医療を前提とした全人的な高度専門・総合医療の実践及び均てん化並びに疾病の克服を目指す臨床開発研究を推進することが求められている。

理事長のリーダーシップの下、職員の意識改革とともに組織運営体制の一部見直し、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、特に研究業績に大きな進展がみられたが、運営費交付金の大幅な削減もあり、結果として経営に結びつかず、年度計画に掲げる経常収支に係る目標を達成できなかった。今後は、中期目標の期間全体において収支相償の目標を達成できるよう努められたい。

研究・開発について、臨床の場に基礎医学の成果を持ち込む「開発医療」の推進のため、臨床研究センターを改組して開発医療部を新設し、開発医療部の知財開発室が、研究所各部にヒアリングを行うなど、臨床応用が見込まれるシーズの洗い出しを行ったことは評価する。

また、大学や民間との共同研究の取組みは、平成22年度に比べ約3倍（7件→20件）と大幅に増加したことは、評価する。

感染症（HIV・エイズ、新興・再興感染症）、糖尿病・代謝性疾患、肝炎・免疫疾患、国際保健医療協力等各分野における研究・開発を着実に実施している。

医療の提供について、HIV・エイズ患者に対して、個々人の病態に即した医療の提供を積極的（682例）に行うとともに、先進・高度医療は、先進既存技術を2件実施のほか、新たに合計6件（先進既存技術2件、先進新規技術3件、高度新規技術1件）の申請に向けた取組みを実施したことは評価する。

多職種連携及び診療科横断によるチーム医療の推進について、昨年度に引き続き、糖尿病分野及び肝炎とHIVとの重複感染患者の医療において100%の患者に実施するとともに、国府台病院では、各診療科の入院患者で「こころ」の問題を示した患者に対し、心の診療に携わる各科が対応したのは254例に上るなど確実に実施している。

医療安全ポケットマニュアルを改訂し、全職員に常時携帯を義務づけるとともに、診療連携医療機関との院内感染対策地域連携を開始し、医療安全管理体制の充実を図った。

東日本大震災の対応では、被災した宮城県東松島市に対して、国際医療協力局を中心として、海外での保健システム構築の実績を生かして継続的な保健医療協力を実施するとともに、同県石巻市における子供の心のケアについても、国府台病院児童精神科を中心に、現地教育委員会と協力して取り組んでいる。

また、専門家派遣、研修生受入れ、海外への緊急援助活動、ラオスの研究所及びマダガスカル保健省と医療協力に関する合意書を締結するなど、国際貢献に寄与している。

そのほか看護大学校では、がん化学療法看護の教育課程を開講するとともに、東日本大震災の発生を受け、災害に関する研修を開催するなど、10コースの短期研修を積極的に行った。

こうしたことを踏まえると、平成23年度の業務実績については、全体としてはセンターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別評価に関する評価結果については、別紙として添付した。

## 2. 具体的な評価内容

### (1) 研究・開発に関する事項

#### ① 臨床を志向した研究・開発の推進

臨床を志向した研究・開発の推進に向けて、橋渡し研究、データマネージメント等に取り組むため、戸山地区の臨床研究センター及び国府台地区における研究・開発体制を整備し、研究・開発を推進した。特に、シーズ発掘と臨床応用の推進に取り組むための知財管理を含む開発医療部の設置と国府台病院の臨床研究体制の充実強化を実施したことは高く評価する。特に発表論文数と引用回数 of 伸展が著しく、更なる発展を期待する。

22年度より始まった早稲田大学工学部と研究者同士の交流会を引き続き開催

するとともに、理化学研究所との共同研究を実施した。また、大学や民間企業との共同研究の取り組みを進め、22年度に比べて13件増の20件実施したことは評価できる。

研究開発費の評価については、事前評価委員会と中間・事後評価委員会を分離し、国の研究開発評価に関する大綱的指針に準拠する運営を行っている。また、評価にあたり配点基準を示して点数化し、客観的な評価を実施している。

全職員を対象とした知財に関する説明会を実施するとともに、知財に関する管理体制強化のため知財管理室を設置した。

## ② 病院における研究・開発の推進

臨床研究センターの体制強化に取り組み、開発医療部門や臨床研究支援部門の整備、倫理面の審査体制や臨床研究を行う者の資質向上に資する体制の整備による充実強化を図り、臨床研究の着実な進展に取り組んだ。その結果、治験実施症例数は195件にのぼり、治験申請から症例登録までの期間は90.5日と目標値である100日を上回っており、今後の着実な進展を期待する。

外部専門家を加えた一般と遺伝子解析研究の2つの倫理委員会を設置し、定期的開催するとともに、倫理委員会の結果については、ホームページを通じて公表した。また、臨床研究認定制度に基づく認定を必須とし、研究者への倫理に関する教育を強化したことは評価する。

## ③ 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

(疾病の本態解明)

HIVの新規感染者について耐性検査の実施、薬剤耐性状況の把握及び遺伝子解析を年間100例の計画に対し、116例について行った。

HIV感染者への自己骨髄細胞投与による肝硬変の治療を実施するとともに、糖尿病合併症、慢性肝疾患、免疫疾患の基礎・臨床研究を実施した。

(疾患の実態把握)

平成21年4月末にメキシコなどで報告された新型インフルエンザに関して、メキシコ国立胸部疾患センターなどと共同研究体制を構築し、発症後抗ウイルス薬投与までに必要な日数と肺炎の重症化の関係について検討した。また、ベトナム北部の病院の協力の下、ベトナムにおける鳥インフルエンザ感染患者の数の推移と疫学に関する調査、鳥インフルエンザ感染患者が実際に発生した地域における住民の知識や行動・環境に関する調査などを行った。

エイズ治療・研究開発センター（以下「ACC」という。）では、昨年度に引き続きHIVと肝炎の重複感染の実態調査を実施するとともに、B型肝炎が蔓延しているア

ジア諸国における治療導入後の実態調査、疫学調査に関し、文部科学省海外拠点プログラム研究費にて実施している。

(高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進)

ACC では、肝硬変を持つ HIV 感染者に対する自己骨髄輸注療法の治療研究を 2 例実施した。また、日本人に適した副作用を回避する治療法として、逆転写酵素阻害薬を使用しない新しい治療法開発のための臨床試験 (SPARE study) を多施設共同無作為割付け臨床試験として実施している。

慢性肝炎の診断法として、宿主側因子とウイルス側因子の測定法などを確立し、実際の患者で測定を行った。

(医薬品及び医療機器の開発の推進)

HIV・エイズにおける国内未承認の医薬品や医療機器に関する臨床研究を実施するとともに、新興・再興感染症への取組として、T-705 (臨床治験抗ウイルス薬/富山化学) を使用しての H5N1 感染の治療効果に対する評価研究 (Phase H)、Phase H 臨床試験を富山化学工業—バクマイ病院—国立国際医療研究センターの三者で産学共同臨床治験として始動したことは評価できる。

(医療の均てん化手法の研究開発の推進)

HIV・エイズについて、患者支援調整官が研究班として包括ケアプロトコルの作成に着手、看護支援調整官が班研究として長期療養プロトコルの作成のための実態調査を行った。

肝炎について、肝炎拠点病院連絡協議会や医療従事者向け研修会を開催し、また、糖尿病について、かかりつけ医及び専門医向けのマニュアルを更新したことは評価する。

(情報発信手法の開発)

エイズ医療の均てん化に資する医療者向け情報の提供として、ACC ホームページ上の E-learning サイトを更新、全国の医療者がいつでも何度でも閲覧できるように環境を整備している。

また、糖尿病の最新のエビデンスを医療従事者向けに配信しアクセス数は 19 万件、肝疾患に関するサイトは、「一般向け」、「医療従事者向け」、「肝臓専門医向け」の 3 つに分け、最新情報への定期的更新を行うことにより、利用者の便宜を図っている。

(国際医療協力の効果的な推進に必要な研究)

ザンビア、インドネシアなど 10 ヶ国の保健政策、保健システムの仕組み、保健医

療サービスの現状や課題を、当該国に派遣されている派遣職員や国内の職員による現地調査を基に収集・分析し、国際医療協力局ホームページに掲載している。

また、平成22年度から開始した「国際保健協力データベース作成と情報発信に関する研究」において、開発途上国で実施している技術協力プロジェクトの知見等を収集・評価し、過去において実施したプロジェクトを含め、それらの情報に関するデータベースの作成に取り組んでいることは評価する。

## (2) 医療の提供に関する事項

### ① 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、個々人の病態に即した医療を年間150例以上提供するという計画に対し、682例実施し計画を大幅に上回ったことは大いに評価する。

先進医療について、平成23年度においては、先進医療既存技術2件について実施。さらに、先進医療既存技術2件、先進医療新規技術3件及び高度医療新規技術1件の申請に向けて準備していることも評価する。

医療の質の均質化を図るため、カンファレンスの取り組みを強化するとともに、研究所の各種カンファレンスへ医師が参画し、最新の研究成果を共有している。

### ② 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

カルテの開示請求に適切に対応し国府台病院と併せて67件の開示を行うとともに、セカンドオピニオンについては180件の計画に対し231件と目標を達成したことは評価する。MSW常勤3名、非常勤1名、看護師常勤1名、患者相談専門職1名の総合医療相談室に、新たにMSW常勤4名（うち1名は非常勤から）、看護師常勤1名を配置し支援体制の強化を図った。

多職種連携及び診療科横断によるチーム医療の推進については、糖尿病分野及び肝炎とHIVとの重複感染患者の医療において、昨年度に引き続き100%の患者に実施するとともに、国府台病院では、各診療科の入院患者で「こころ」の問題を示した患者に対し、心の診療に携わる各科が対応したのは254例に上るなど確実に実施している。

紹介率、逆紹介率も前年度と比べて増加しているとともに、地域連携の休日夜間の小児救急を年間98回実施、地元医師会等との合同研修会の実施、地域住民も受講可能なリトリートカンファレンスの実施などの医療の提供に努めている。

医療安全ポケットマニュアルを作成し、全職員に配布するとともに常時携帯を義務づけ、医療安全研修や感染対策研修を実施し、前年度に比べ参加人数を大幅に増やし、医療管理体制を充実させたことは評価する。

さらに、診療連携の実績のある医療機関を対象に院内感染対策地域連携を開始し

た。

③ その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

平成22年9月に救命救急センターとして認可され、三次救急搬送患者は、21年度の30～40%増となり、月100件を超えるようになったこと、全救急搬送患者も対前年度7.6%程度増加し、月約1,000件の搬送を受け入れたこと、救急車搬送についても対前年度を822件以上多く受け入れるなど、前年度を上回ったことは高く評価する。

国際感染症センターにおいて、海外渡航前健診とワクチン接種などの渡航相談及び帰国後の疾患治療を実施している。また、平成22年8月より、成田空港検疫所の関連施設として黄熱ワクチン接種の実施医療機関として指定され、アフリカや南米の渡航者に対して、黄熱ワクチン接種に取り組み、平成23年度は1,404名に対して黄熱ワクチンの接種を実施した。加えて、他のワクチンの同時接種やマラリア予防薬の処方などを開始したことも評価できる。

(3) 人材育成に関する事項

昨年度に引き続き、初期臨床研修のマッチングは市中病院中全国トップであり、初期研修医105名、後期研修医144名となっており、医師臨床研修指導医養成講習会を開催し、28名が新たに修了するなど、指導体制の強化を図ったことは評価する。

海外の医療現場や大学において高い専門性と幅広い経験を身につけることを目的として若手医師を対象にした海外留学制度を整備し、平成23年度は1名を海外留学に送り出すとともに、看護師の卒後臨床研修をおこなうため、平成23年度看護部教育計画を策定し、教育体制を明確にした上で、6月よりローテーション教育を開始した。

エイズ拠点病院などの医師、看護師を対象とした研修会を実施するとともに、新興感染症や肝炎についても年度計画通りの研修・講習を実施し、糖尿病については、年度計画(3回)を上回る回数(5回)の開催を行い、639名の参加者を得ることができた。

(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

HIVに関し、全国8ブロックのブロック拠点病院協議会を厚生労働省健康局疾病対策課と合同で各ブロックにて開催し、最新医療情報の提供を行い、高度先駆的医療及び標準医療の普及を行うとともに、首都圏の中核ブロックとの連携会議を年2回開催し、相互の連携を図るための情報交換を行った。

国府台病院において、年6回開催した児童精神科地域連携会議を通じて、地域の医療・福祉・教育領域の専門機関が地域診療ネットワーク会議にて情報共有を行った事例のデータベース作成に取りかかり、120例以上の症例のデータが蓄積したことは評価する。

(5) 国への政策提言に関する事項、その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

① 公衆衛生上の重大な危害への対応、国際貢献

エイズ動向委員会、薬事審議会医薬品第一部会、次期国民健康作り運動プラン策定専門委員会などに出席し、専門的な立場から提言を行った。

平成23年度における東日本大震災の対応では、宮城県東松島市に医療支援チームを継続的に派遣し、国府台病院からも、こころのケアチームを石巻地域へ派遣し、避難所を中心に巡回して被災者の心の諸問題の解決を支援するなど、国の危機管理対応に大きく貢献しており、評価できる。

また、国際医療協力局からコーディネーターを派遣し、東松島市保健福祉部健康推進課が行う同市で支援活動している医療チーム全体の調整や報告業務、避難所における保健衛生活動について支援した。一方、在宅被災者に対して全戸別訪問による健康支援調査を行い、要フォローアップ者の洗い出しや津波など震災の与えた健康への影響について調査分析を行い、東松島市の保健衛生対策や復興計画策定に寄与したことは高く評価する。

加えて、平成23年7月1日には、東松島復興支援プロジェクトとして、東松島市長とセンターとの間で東松島市の保健衛生活動における復興対策のための協力に関する協定書が結ばれ、定期的に人材を派遣し、避難所支援に加えて、仮設住宅人居者支援、在宅者支援、心のケア、災害マニュアル改定、保健従事者人材育成事業を展開している。

アジア、アフリカ等の開発途上国における保健システムの強化を図るため、年度計画(80件)を上回る115件の専門家の派遣、開発途上国からの研修生の受け入れも年度計画(160件)を上回る202件となった。

国際医療協力局のホームページを通じ、センターの国際保健への取組を広報するとともに国際保健医療に関する知識の普及を図っており高く評価する。

② HIV・エイズ

平成23年度のHIV・エイズ患者の診療実績は、延べ入院患者数8,000名、延べ外来患者数11,031名であった。また、外部からの診療等に関する相談件数は、年間2,446件に達した。診療情報をコンパクトにまとめた患者教育用小冊子(患者ノート)を年間8,386冊配布するとともに、医療従事者が自己研修できるよう研修内容をE-learningの形で積極的に公開するなど、情報の提供に努めた。

ブロック拠点病院との連携支援に関しては、石川県立病院に対し医師を派遣し、外来診療をサポートするとともに、名古屋医療センターと名古屋大学との連携を図るための合同会議にACCも参加し、継続していることは評価できる。

### ③ 看護に関する教育及び研究

研究課程部においては、社会人に対する教育機会の拡大に資するとともに、働きながら看護研究活動を継続的に実現するため、長期履修制度を導入し教育の充実を図り、平成23年度において初めて5名が活用したことは評価する。また認定看護師教育課程等を開催し、がん化学療法看護において15名が修了した。

東日本大震災の発生を受け、災害に関する研修を開催するとともに、チーム医療推進のために、感染管理の高度実践看護に関する研修を追加企画した。それらと併せ、政策的な内容に視点をあて、前年度の受講ニーズ調査を踏まえた短期研修を計10コース開催した。なお、一部の研修は、地域医療における看護継続教育に貢献するため、一般公開した。

積極的にオープンキャンパスを開催するとともに、看護学部及び研究課程部の受験内容等の更新及び研究課程部の教員の紹介の内容を充実したことにより、110万件を超えるアクセス数となった。

国立高度専門医療研究センターの看護師が行う臨床看護研究を推進するため、臨床看護研究推進センターを設置し、研究相談及び看護師が行う臨床看護研究19件の継続指導を行った。

## (6) 効率的な業務運営に関する事項

### ① 効率的な業務運営体制

DPC対象病院に参加することを希望し、平成22年7月よりDPC準備病院として調査データの提出を開始したことから、調査データの精度を高めるべく、事務部門の見直しを行い、関係する医事室の強化を図ったことは評価する。

また、平成24年4月からの導人に向け、同年1月より「DPC室」を設置し、DPCコーディングチェック、医師及び看護師等からのDPCに関するQ&A、DPC業務全般の内容精査、DPC運用の精査などの業務を行っている。

### ② 効率化による収支改善、電子化の推進

センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じ、費用の節減や収入の確保等の経営管理を行ったが、平成23年度の損益計算において経常収支率94.6%（経常損失18.5億円）とマイナスであり、年度計画に比して各々△1.4ポイント、△517百万円目標を達成していない。今後の収支改善努力により経常収支率100%以上となることを期待する。

一般管理費について、中期計画を上回り19.1%の節減を達成した。

後発医薬品の利用促進として、平成23年度においては、次年度よりDPCに移行することに伴い、後発医薬品の利用促進するための取組を行った。

具体的には、後発医薬品を選定するための選定基準を設け、この基準に従って後

発医薬品評価表を用いて先発医薬品と品質、有効性、安全性及びメーカーからの情報提供や供給体制等必要な項目について比較するとともに、リスクマネージメントの観点から、医薬品名称や外観等の類似性を考慮した。

経営分析システムの導入により、平成23年度においては、電子カルテシステムデータ（DWH）、物流システムデータについてデータ連携を行い、精度向上を図った。

#### （7）法令遵守等内部統制の適切な構築

独立性・客観性を持った内部監査、監事による業務監査及び会計監査、会計監査人による外部監査を実施することにより、内部統制体制の有効性について評価を行った。

内部監査では、各事業場を対象とし、平成22年度の内部監査結果を踏まえ、平成23年度の内部監査計画において重点監査項目を策定し、前回監査の指摘事項に対する改善状況、諸規程に対する準拠性、業務運営の適正性及び効率性についての監査を実施したことは評価する。

また、監事による業務監査の実施では、センターの運営に重要な会議への出席や業務運営状況の実態把握をするため関係部門の役職員からヒアリングを実施、会計監査人による会計監査の実施では、会計処理の適正や準拠性及び財務報告等の信頼性を確保すべく監査を実施した。

一般競争入札等の調達手続きの競争性、公正性、透明性等を確保するため、月1回の契約審査委員会を開催するとともに、契約情報について公表基準に基づきホームページに公表し、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募については、平成22年度中に入札を実施した次年度契約分のうち、一者応札による契約は、契約者以外の応募者に対して、改善すべき点等についてアンケートを実施した。

なお、平成23年度においては、当該アンケート結果を考慮して入札時期や仕様書を見直すなど改善を図った。また、一者応札、一者応募の契約があった場合は引き続きアンケートを実施している。

#### （8）予算、収支計画及び資金計画等

寄付金については、国立国際医療研究センターと友好関係にあるラオス国（ラオスパスツール研究所）との間で重要寄生虫疾患（マラリア及びメコン住血級虫症など）の研究に対する企業からの資金提供などで、受入件数81件、受入金額80,384千円と前年度に比べ大幅に増加（+24件、+40,122千円）した。

受託研究についても、受入件数47件、受入金額412,078千円と前年度より増加（+9件、+23,159千円）し、国等の競争的研究費についても積極的に申請を行った。

なお、センターは収支相償を目指し効率的経営に取り組んでいるものの、中期計画で定めた運営費交付金算定ルールを大幅に超えた運営費交付金の削減が行われ、今後

もこのような状況が続くと、センターの事業活動に支障が生じる恐れがあることから、センター運営における主要な財源である運営費交付金については、中期計画で定めた運営費交付金算定ルールに沿った予算措置がされるよう、配慮が必要と考える。

#### (9) その他業務運営に関する事項

医師とその他医療従事者との役割分担の見直しとして、医師が本来の役割に集中できる体制とするため、看護師や検査技師による採血の実施、薬剤師による処方患者への説明、調剤締め切り時間の緩和、医師事務作業補助者の配置を行いそれぞれの役割分担を見直した。

また、医師事務作業補助者については、新規採用の際に、医師事務担当医長より業務等研修を実施し、更に 2 週間程度の各診療科におけるオン・ザ・ワークにて研修を実施、研修後は、各診療科の要望により適性を考慮し、平成 23 年度は 13 名を配置している。

センターのミッション達成に向けて、日常業務に係る種々の課題への対応や適正な業務執行の管理等を適切に取り組むことが必要であり、それらの企画立案と方針案決定及び進捗管理等を効率的・効果的に行うため、企画戦略室会議を月 2 回のペースで行った。

会議においては、種々の課題等に対して基本的考え方・方針を明確にすることにより、自律的・自発的に取り組むことを基本とし、理事会審議事項に係る検討、総長等からの指示事項の検討、NCGM 提案箱など個別具体的な対応策の検討を行ったことは評価する。

#### (10) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点への対応

##### ① 財務状況について

センターの機能を踏まえた職員の適正配置、診療報酬の上位基準の取得等を図るとともに、材料費や一般管理経費等に係るコスト節減に努め、収支改善を推進したが、新病棟完成に伴う減価償却費の増（平年度化）、診療機能の充実強化及び臨床研究基盤整備に伴う人件費の増などの費用増があったため、当期総損失は 19.3 億円を計上した。

平成 24 年度以降、あらゆる経営改善に取り組み、中期目標期間中において収支相償の経営を実現できるよう強力に経営改善に取り組むよう努めるべきである。

##### ② 保有資産の活用状況とその点検

保有資産については、自らの病院事業、研究所及び臨床事業、国立看護大学校事業に有効活用している。

また、建て替えのため使用しない保育所等については、固定資産に係る独立行政

法人会計基準に基づき減損処理を行い、今後、除却することになっている。

(実物資産)

平成24年4月3日「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（行政改革実行本部決定）で示された対象となる職員宿舎（24年4月1日時点）の宿舎は24棟であり、平成24年中に策定予定の見直し実施計画に基づき着実に実施されるよう当委員会としても、その措置状況を注視していく。

(金融資産)

「いわゆるたまり金の精査」における、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況については、財務担当員によるヒアリングにより、該当がない旨確認をしており、当委員会として今後も注視していく。

### ③ 給与水準の状況と総人件費改革の進捗状況

センターの給与水準について、平成23年度のラスパイレス指数は、研究職 113.0、医師 103.2、看護師 108.5、事務・技術職 102.9 となっており、その原因としては、地域手当の水準が戸山地区は 18%、国府台地区は 10%であること、また、医師の医長以上について年俸制を導入したこと、国の俸給の特別調整額に準じた役職手当などの支給が主に影響している。

給与水準は、適正化に向けた不断の努力が求められるものであるが、医師については、自治体病院や民間医療機関とはなお開きがあり、医師確保が問題となっている昨今において、他の医療機関と遜色のない給与水準に近づけることは必要な措置であると考えます。

なお、医療職種のモチベーションが金銭面だけではないことは自明であり、診療環境や研究環境、勤務体制等はもとより魅力ある病院づくりも重要である。

また、総人件費改革の主な取り組みとして、技能職の退職不補充、調整額の廃止、給与カーブの変更などを行い、平成21年度からの削減額は 3.2 億円であった。他方、増額は 12.3 億円であった。結果として平成21年度と比して 9.1 億円増となり、改革推進法等による削減率を達成していないものの、新興・再興感染症、糖尿病、肝炎等に関する高度先駆的医療の研究開発・普及・医療提供や、治験・臨床研究を推進する体制強化、医療安全や診療報酬基準への対応によるものであるが、センターの役割を着実に果たしていくためには必要な措置と認められる。

今後とも適正な人件費管理を行い人件費改革に強力的に取り組む必要があるが、国内外の関係機関と連携し、研究・開発及び人材育成に関し国際水準の成果を生み出していくためには、研究・医療現場に対する総人件費改革の一律の適用は困難である。

福利厚生費については、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施をはじめ、弔電、供花や永年勤続表彰についても厚生労働省に準じた基準とするなど事業運営上不可

欠なものに限定し、適切に取り組んでいる。

④ 事業費の冗費の点検について

共同入札の実施や、複数年契約の実施、また業務委託契約の仕様の見直し、医事会計システムの国府台病院との共同入札の実施によりコスト削減を行っている。旅費については旅費計算内容を複数人でチェックを行っている。こうした継続的な取組みを期待する。

⑤ 契約について

契約については、一般競争入札を原則とする取組みを行っており、契約審査委員会において公正性、妥当性等について審査を経るとともに、契約監視委員会を設置し、平成23年度に締結した契約のうち、競争性のない随意契約や一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、今後は、より一層透明性と競争性が確保された厳正かつ適切な契約の実施に期待する。

(公益法人等への会費等への支出について)

平成23年度においては、2件の該当があり、次年度以降においては、平成24年3月23日「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(行政改革実行本部決定)の方針に従い、独立行政法人の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出を行うことがないよう当委員会としても、その措置状況を注視していく。

⑥ 内部統制について

センター設立時に業務運営体制としての重要事項を審議する理事会を設けるとともに役員会、幹部会議等において、理事長が理念や方針を役職員に示しており、全職員に周知されている。また、職員とのヒアリングや意見交換の実施などにより職員からの意見を積極的に取り入れる環境を整備し、前述の会議等においてもセンターとして取り組むべき事項は取り入れるなどセンターの活性化を図っている。逆に、ミッション達成を阻害すると思われる要因や問題点、今後の課題等についても把握するとともに、それらについては十分な分析・検討により、その対応について役職員に対し的確に指示をするなど、適切な統制環境の確保に向けて取り組んでいると認められる。

また、監事による監査のほか、監査室による内部監査やコンプライアンス室、理事長特任補佐による理事長補佐体制と合わせ、内部統制の充実に取り組んだことは、ミッションや中期計画を達成する上でその妥当性やリスクを把握・分析する重要な取組みであったと言える。

加えて、監事は、業務評価制度の実施状況報告を受け、必要に応じて調査を行う

ことにより、職員が全体目標・部門目標を共有し自ら設定した目標の達成に努めているか、職員間のコミュニケーションが十分図られているかについても確認を行っている。

さらに、センターの実績は年度計画を若干下回っているが、概ね年度計画や業績測定のための尺度が妥当であったと認める。今後においても、役職員に対する内部統制の周知徹底を図るとともに、監査法人監査及び内部監査の実効を高めることを期待する。

⑦ 事務事業の見直しについて

独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針で講ずべき措置とされた、研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業等の業務運営の効率化については、平成22年度から継続して実施している。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成24年7月17日から31日までの間、センターの業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行い、その寄せられた意見を参考にしながら評価を行った。